

平成 15 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースコーポレーション  
代 表 者 名 代表取締役 廣 岡 哲 也  
(コード番号：8907 東証第二部)  
問い合わせ先 取締役管理部長 上 垣 内 征 史  
電 話 番 号 03 - 3556 - 6681 (代表)

## 株式の分割（無償交付）に関するお知らせ

平成 15 年 10 月 20 日開催の当社取締役会において、株式の分割（無償交付）に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割の目的

当社株式の流動性向上を図るとともに、1 株当たりの投資金額を引下げ、個人投資家層の拡大を目的とするものです。

#### 2. 株式の分割の概要

平成 16 年 1 月 20 日（火曜日）付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 3 株に分割する。

- (1) 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成 15 年 11 月 30 日（日曜日）〔ただし、当日及び前日は名義書換代理人の休業日につき、実質上は平成 15 年 11 月 28 日（金曜日）〕最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数とします。
- (2) 分割の方法 平成 15 年 11 月 30 日（日曜日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 3 株の割合をもって分割します。
- (3) 日 程
- |               |                        |
|---------------|------------------------|
| ・発行日決済取引売買開始日 | 平成 15 年 11 月 25 日（火曜日） |
| ・株式分割割当基準日    | 平成 15 年 11 月 30 日（日曜日） |
| ・株式分割効力発生日    | 平成 16 年 1 月 20 日（火曜日）  |

#### 3. 配当起算日 平成 15 年 10 月 1 日（水曜日）

#### 4. その他、この株式の分割に必要な事項は、今後開催される取締役会において決定する。

以 上

【ご参考】

1. 株式の分割により増加する株式数を具体的に明示していないのは、本取締役会決議日から分割基準日までの間に、新株予約権の権利行使（商法等改正整備法第 19 条第 2 項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権の権利行使）により発行済株式総数が増加する可能性があり、株式の分割割当基準日現在の発行済株式総数が確定できないためであります。
2. 今回の株式の分割後の発行済株式総数は、平成 15 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると、次のとおりとなります。

( 1 )	現在の発行済株式総数	9,000 株
( 2 )	今回の増加株式数	18,000 株
( 3 )	増加後発行済株式総数	27,000 株
3. 今回の株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。

平成 15 年 9 月 30 日現在の資本金	492,675,000 円
------------------------	---------------
4. 平成 15 年 10 月 20 日開催の当社取締役会において、当社定款上の「会社が発行する株式の総数」（授權株式数）について、現行の 30,000 株を 60,000 株増加させ、90,000 株に変更することを決議しております。
5. 今回の株式の分割後の平成 16 年 3 月期の配当につきましては、具体的な金額は今後検討してまいります。1 株を 3 株に分割することになりますので、株式の分割前の 1 株当たりの配当予想金額の 3 分の 1 以上を原則とする方針であります。

以 上